

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
一千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											

オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	I L Mの算出への内部 損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失デー タを利用していない場 合、内部損失データの承 認要件充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自

己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法による算出をいう。)の有無を記載すること。

- l 項番 12「項番 11 で内部損失データを利用していない場合、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第三百八条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。
- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合には、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR 2 : B I の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益			
13	特定取引勘定以外のネット損益			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第三百十四条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。

- f 項番 17「除外特例によって除外したB Iの額」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合には、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
一千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											

オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												
11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合、内部損失データの承認要件充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自

己資本比率告示第三百六条第一項第一号に定める方法による算出をいう。)の有無を記載すること。

- l 項番 12「項番 11 で内部損失データを利用していない場合、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、自己資本比率告示第三百八条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。
- m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合には、説明を付すこと。
- n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR 2 : B I の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益			
13	特定取引勘定以外のネット損益			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I			
17	除外特例によって除外したB I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番14「B I」の項には、項番1、項番6及び項番11の合計額を記載すること。
- d 項番15「B I C」の項には、項番14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第三百十四条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。

- f 項番 17「除外特例によって除外したB Iの額」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合には、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額」の項には、自己資本比率告示第三百四条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。